

| | | |
|---|--|---------------------------|
| 会 議 名 | 第1回大熊町復興整備協議会特別会議 | |
| 日 時 | 平成26年10月2日(木) 午後1時45分～午後2時15分 | |
| 場 所 | 福島県自治会館6階 602会議室 | |
| 復興整備事業 | その他施設の整備に関する事業 大熊町復興拠点整備事業(太陽光発電用地確保事業) | |
| 出 席 者 | 復興庁 | 福島復興局 参事官 堀川 昌昭 |
| | 農林水産省 | 東北農政局農村計画部農村振興課 課長 清水 一教 |
| | 大熊町 | 企画調整課 課長 池沢 洋一 |
| | | 産業建設課 課長 武内 佳之 |
| | 福島県 | 企画調整部土地・水調整課 課長 大楯 一夫 |
| | | 企画調整部地域政策課 課長 鳴原 孝之 |
| | | 農林水産部農業担い手課 課長 大竹 浩二 |
| | | 土木部 部参事(復興・まちづくり担当) 梅津 達男 |
| 土木部都市計画課 課長 関根 康孝 | | |
| | 土木部まちづくり推進課 主幹 鈴木 勝徳 | |
| 協議内容 | | |
| <p>1. 開会(進行:大熊町企画調整課 課長補佐 幾橋)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出席者紹介 ・会議の公開の有無について(公開) ・傍聴の注意事項 ・議長紹介 <p>大熊町復興整備協議会規約第6条の規定により、大熊町長の代理人の大熊町企画調整課長が議長となる。</p> <p>2. 議長あいさつ(議長:大熊町企画調整課 課長 池沢)</p> <p>3. 現状と課題</p> <p>(議長:大熊町企画調整課 課長 池沢)</p> <p>それでは、大熊町の現状と課題について、御説明申し上げます。</p> <p>【別紙、「現状と課題」により説明】</p> <p>(議長:大熊町企画調整課 課長 池沢)</p> <p>ただいまの説明について、御意見・御質問はございませんか。</p> | | |

(出席者一同)

意見質問等なし。

4. 議事(議長:大熊町企画調整課 課長 池沢、説明者:大熊町産業建設課 課長 武内)

(議長:大熊町企画調整課 課長 池沢)

本日、協議する事項は1点です。

復興整備事業である大川原地区での太陽光発電用地確保事業の実施に当たり、2haを超える農地転用が必要となりますことから、この事業を記載した土地利用方針について、お諮りします。

協議の進め方ですが、復興整備計画全般について、町から説明させていただきます。

その後、土地利用方針については、復興特区法第49条第1項の規定により、農林水産大臣の同意を得ることとなっておりますので、同意について確認させていただきます。

それでは、大熊町から復興整備計画(案)について説明願います。

(説明者:大熊町産業建設課 課長 武内)

それでは、大熊町復興整備計画(案)について御説明申し上げます。

【様式第2、様式第8及び土地利用構想図等により説明】

(議長:大熊町企画調整課 課長 池沢)

ただいまの説明について、御意見・御質問はございませんか。

(出席者一同)

意見質問等なし。

(議長:大熊町企画調整課 課長 池沢)

土地利用方針については、復興特区法第49条第1項の規定により、農林水産大臣の同意を得ることとなっておりますが、東北農政局の清水様、土地利用方針について、同意することに御意義はございませんか。

(出席者:東北農政局農村計画部農村振興課 課長 清水)

この協議会に至るまでに大変な御苦勞をされて計画案が提出されていると承知しております。

そのことにつきまして、敬意を表したいと思います。ただいま御説明がありました土地利用方針に異議ありません。

(議長:大熊町企画調整課 課長 池沢)

土地利用方針につきましては、農林水産大臣の同意をいただいたものといたします。

以上で、議事を終了いたします。

なお、本日協議しました「大熊町復興整備計画案」については、異議無いものとし、復興特区法第50条第1項の規定に基づき、公表することで、農地転用の許可があったものとみなされます。

計画については、10月9日(木)に町HP等で公表したいと考えております。

5. 閉会(進行:大熊町企画調整課 課長補佐 幾橋)

【協議結果】

太陽光発電用地確保事業に伴う土地利用方針について、東日本大震災復興特区法第49条第1項の規定に基づく農林水産大臣の同意を得た。